

議 第 3 8 号

製造業戦略的イノベーション推進基金条例の一部を改正  
する条例の制定について

本市製造業戦略的イノベーション推進基金条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）2月22日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市製造業戦略的イノベーション推進基金条例の一部  
を改正する条例

新潟県柏崎市製造業戦略的イノベーション推進基金条例（令和4年  
条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ある製造業」の次に「を始めとする市内事業者」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



新潟県柏崎市製造業戦略的イノベーション推進基金条例（令和4年3月25日条例第18号）

改正後	改正前
<p>(設置及び目的)  <b>第1条</b> 本市は、基幹産業である製造業を始めとする市内事業者が経済社会の変化に対応し、更なる成長に向けた新分野展開、事業転換又は業態転換を実現するため、柏崎市製造業戦略的イノベーション推進基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置及び目的)  <b>第1条</b> 本市は、基幹産業である製造業が経済社会の変化に対応し、更なる成長に向けた新分野展開、事業転換又は業態転換を実現するため、柏崎市製造業戦略的イノベーション推進基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>